

木 林 もり 木 木 だより

発行／豊築森林組合
企画・編集／広報委員



おに かんざ
鬼の雁木の滝
(築上町寒田)

第24回 通常総代会開催



第24回通常総代会提出議案

- 【第1号議案】
令和6年度業務報告書承認の件
- 【第2号議案】
令和7年度事業計画決定の件
- 【第3号議案】
役員報酬の件
- 【第4号議案】
令和7年度借入金最高限度額の件
- 【第5号議案】
一組合員に対する貸付金最高限度額の件
- 【第6号議案】
余裕金預入先の件
- 【第7号議案】
定款、定款附属書一部改正の件

令和7年5月23日、豊前市役所大会議室において通常総代会が開催されました。
白川組合長より令和6年度の報告が行われ、豊前市の戸成保道総代を議長に選出し、議案の審議を行いました。
提案された全議案は原案通り可決され、来賓の方の祝辞を頂戴し閉会することができました。
総代の皆さまにはご協力いただきありがとうございました。



来賓祝辞
福岡県議会議員 戸成 祥平様



来賓祝辞
豊前市長 西元 健様



議長 戸成 保道様
(豊前市地区総代)



白川組合長 挨拶

組合員の皆様へ

総代会第1号議案において令和6年度の配当金について1.5%の出資配当および事業分量配当として受託林産事業1㎡以上の出荷者に対して1㎡あたり100円の配当が承認されました。

事業分量配当は、搬出間伐など森林組合の林産事業を利用していただいた組合員の方へ少しでも還元できないかと考え令和元年度より行っています。

なお、配当金については出資預かり金として預からせていただき、預かり金合計が1,000円を超している方につきましては増資(1口・1,000円)に振り替えさせていただきますのでご了承ください。

配当金並びに出資証明書を7月に発行いたしますので、配当金等の詳細については証明書をご覧ください。

組合の状況

組合員と出資金	組合員数	2,994人	出資金額	78,467,000円
---------	------	--------	------	-------------

◆令和6年度 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金	241,022	買掛金	560,153
預金	260,362,507	未払金	67,522,726
定期預金	250,000,000	未払消費税	10,756,200
受取手形	—	前受金	—
売掛金	12,364,064	預り金	17,419,358
棚卸資産	20,411,163	受託販売預り金	26,653,396
未収金	127,446,728	仮受金	—
立替金	32,849,322	出資預り金	1,569,942
差入保証金	12,000	未払法人税等	12,500,000
仮払金	—	流動負債合計	136,981,775
流動資産合計	703,686,806		
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産	122,565,164	長期借入金	—
無形固定資産	374,950	賞与引当金	13,096,141
外部出資	20,650,000	退職給付引当金	176,846,000
長期前払費用	19,221,879	森林担保借入金	—
リサイクル預託金	255,236	固定負債合計	189,942,141
繰延資金	—		
固定資産合計	163,067,229	負債合計	326,923,916
		資 本 の 部	
		出資金	78,467,000
		法定準備金	121,246,195
		任意積立金	322,654,567
		資本準備金	875,192
		当期末処分剰余金	16,587,165
		資本合計	539,830,119
資産合計	866,754,035	負債・資本合計	866,754,035

◆令和6年度剰余金処分について

(単位:円)

科 目	積算内訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			16,587,165
II 剰余金処分別			
1 法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	3,000,000	
2 任意積立金		10,000,000	
3 出資配当金	出資金の1.5%	1,177,005	
4 事業分量配当金	受託林産事業1㎡以上の出荷者	1,041,730	
III次期繰越金			1,368,430

令和7年度 森林経営計画実施・予定団地

東部支所・西部支所では、それぞれ森林経営計画団地内の搬出間伐及び主伐(全伐)を推進しております。
作業実施についてのご案内を随時行っておりますので、その際は是非ともご協力
お願いいたします。
間伐、全伐を検討されている方は是非ともご相談ください。
現在実施中及び今後の予定団地は下記のとおりとなっています。

【豊前市担当】
東部支所 為国(ためくに)
【上毛町担当】
東部支所 谷山(たにやま)
【築上町担当】
西部支所 大知(おおち)

※経営計画団地とは、複数の個々の山林を小さな地区単位で取りまとめることにより、一括して効率よく作業を行えるように設定した山林の集まりです

	団地名	箇所	計画面積 (ha)	完了面積 (ha)	進捗率	計画実施期間	備考
豊前市	櫛狩屋団地	川内	27.88	18.96	68%	R3.5.1～R8. 4.30	間伐実施中
	松尾川内団地	中川底	51.84	11.87	23%	R4.1～R9.3	間伐実施中
	川内・内尾②団地	川内	7.63	0.00	0%	R4.10～R9.10	今年度実施予定無
	枝川内2団地	岩屋	48.95	0.00	0%	R5.5～R10	今年度実施予定無
上毛町	松尾団地	西友枝	64.51	23.00	36%	R4.4.1～R9.3.31	今年度実施予定無
	横川・渡瀬団地	西友枝	78.70	37.00	47%	R4.5.1～R9.4.30	間伐実施中
	伏木・大入団地	西友枝	119.47	36.00	30%	R5.1～R10.1	間伐実施中
	森・有田団地	東上	30.89	18.00	58%	R3.1～R8.12	今年度実施予定無
	御在所団地	西友枝	42.05	13.00	31%	R5.4～R10.3	間伐実施中
	東下野間団地	東下	15.02	0.00	0%	R5.4～R11.3	間伐実施中
築上町	中川内1団地	本庄	44.25	21.86	49%	R5.9.1～R10.8.31	間伐実施中
	中川内3団地	本庄	62.04	8.31	13%	R6.4.1～R11.3.31	間伐実施中
	床浪ガニボ団地	寒田	36.44	26.65	73%	R5.1.11～R10.1.10	今年度末作業予定
	上黒団地	寒田	45.74	13.01	28%	R4.4.1～R 9.3.31	今年度末作業予定
	二ノ戸団地	寒田	27.29	6.08	22%	R6.4.1 ～R11.3.31	間伐実施中
	四畑団地	寒田	15.80	0.00	0%	R7.6.1～R12.5.31	今年度主伐実施予定
	柳渡団地	真如寺	12.38	7.87	64%	R5.5.1～R10.4.30	間伐実施中
	奥山団地	極楽寺	35.28	5.59	16%	R7.2.1～R12.1.31	来年度間伐実施予定

※今後も団地を樹立する予定ですので、ご協力よろしくお願い致します。

令和6年度は作業道を
5路線開設しました。

	路線名	場所	延長
①	大河内線	豊前市大河内	918m
②	小川内谷団地線	上毛町西友枝	663m
③	東上1団地線	上毛町東上	751m
④	寒田四畑線	築上町寒田	752m
⑤	畑浦1団地線	築上町寒田	1,621m



： 昔の遊び体験 ：

築上町メタセの杜
ちくじょうマルシェに参加。
親子で昔の遊びに夢中
になりました。
竹とんぼ・竹馬・コマ
凧あげ・凧作り



： 丸太切り競争 ：

ちくじょう祭りに出店させていただき、
京築ブランド館のアピールをしています。
恒例の丸太切り競争は
毎回盛り上がっています。
優勝者にはすてきな木工品の
景品がありますよ～



： 庁舎内カウンター：

「行政の窓口」
地元の木材(京築ヒノキ)で
カウンター製作。庁舎内の様子が
ガラリと変わります。



： 御食事処 ：

こちらも地元の
木材(京築ヒノキ)で
テーブル・イスのセットを
製作しました。



理事会報告

令和6年度上期以降の理事会の内容を報告します。
提案された議案すべてが承認されました。

令和7年4月理事会	令和7年3月理事会	令和6年11月理事会	令和6年6月理事会
協議事項 ● 第1号議案 令和6年度業務報告の件 ● 第2号議案 総代会に付議すべき事項の件 ● 第3号議案 令和6年度総代会開催の件 ● 第4号議案 役員との契約の件	協議事項 ● 第1号議案 令和6年度事業進捗の件 ● 第2号議案 令和7年度暫定事業計画の件 ● 第3号議案 就業規則一部変更の件 ● 第4号議案 固定資産取得の件	協議事項 ● 第1号議案 令和6年度上半期事業報告の件 ● 第2号議案 令和6年度上半期監査報告の件 ● 第3号議案 冬季手当支給の件 ● 第4号議案 定款、定款附属書一部改正の件 ● 第5号議案 常例検査の改善状況報告の件 ● 第6号議案 出資口数減少申込の件 ● 第7号議案 固定資産取得の件	協議事項 ● 第1号議案 理事報酬の割振り、支給方法の件 ● 第2号議案 令和6年度事業進捗の件 ● 第3号議案 夏季手当支給の件

安全祈願祭

2月18日、豊前市の大富神社において毎年恒例の安全祈願祭が厳かに執り行われました。白川組合長をはじめ各部署および各労務班の代表者など合計55名で開催いたしました。

作業の安全と山で働く人の幸せを願う祝詞と玉串を捧げ、労働災害ゼロを目標に全員で誓いを新たにし、安全を祈願しました。



労働災害ゼロへ

労働災害防止に向けた取り組み

労働安全

合同パトロール

10月25日に、福岡県と福岡労働局（労働基準監督署）が連携して、伐木等作業現場の労働安全合同パトロールが実施されました。

築上町および豊前市の作業現場で、一連作業の様子を確認し、基本法令に基づく講習受講等の確認や作業上の注意点など安全対策についての講評をしていただきました。

林業の現場は、傾斜が急であったり、足場の悪い箇所があったりと危険な要素が多く、また、チェーンソー等による作業も危険を伴うものとなります。

安全対策については、日頃より最重要項目として取り組みを行っていますが、今後も労働災害ゼロを目指し、しっかりと取り組んでいきます。



令和7年度 森林組合組織表

令和7年度は下記体制にて当組合の業務運営に最善の努力を重ねていきたいと存じます。
今後も組合員の皆さまのご協力をお願いします。

一部画像を加工しています

令和7年4月1日現在



◎組合員の名義変更手続きのお願い◎

組合員の方がお亡くなりになられた場合は、相続加入による名義変更の手続きをお願いします。

亡くなられた方の名義のまま変更をしていない場合は、組合からのご案内(出資配当のお知らせなど)が宛先不明で返送される場合があります連絡手段が無くなる可能性があります。

また、亡くなられた方の名義のままでは脱退する事ができませんので、なるべく早めの手続きをお願いします。

※山林の名義変更登記とは異なります。この手続きで山林登記の名義が変わるものではありません。

手続きに必要な書類などは

- 被相続人の死亡が分かる書類(死亡診断書・除籍謄本の写しなど)
- 被相続人と相続人との続柄が分かる書類(戸籍謄本の写しなど)
- 相続人の本人確認が出来る書類(運転免許証など)
- 認め印

となっています。

名義変更書類(相続加入届出書)は本所・支所で用意しています。

また、当組合ホームページでもダウンロードできますのでご活用ください。

豊築森林組合ホームページ <http://hochiku-forest.or.jp/>

◎名義の確認をお願いします◎

令和6年度配当金について、出資証明書を発行しています。

この出資証明書の下段には組合員台帳に登録されている組合員名と住所を記載していますので、ご確認ください。

変更の必要がある場合は変更手続きをお願いいたします。

ココに記載された氏名及び住所が組合員台帳に登録されています。

変更の必要がある場合は手続きをお願いします。

不明な点などあればご連絡ください。

本所 0979-82-7529(管理課まで)

令和7年7月1日

豊築市大字豊築51

豊築 太郎 様

3855

福岡県豊築市大字豊築51番地
豊築森林組合

出資配当・事業分益配当並びに出資証明について

日頃より当組合事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
本年より関係の総代会において、令和6年度の出資配当金及び事業分益配当金が承認されましたので、配当金・現在の出資金・出資預かり金の状況を報告します。
なお、出資預かり金が1,000円を超えた方は出資金(1口1,000円)に増資させていただきますのでご承知いたします。

1. 年度末の出資金			
出資口数	10 口	出 資 金	10,000 円
		出資預かり金	210 円
2. 令和6年度配当金(年度末出資金額の1.5%)			
配 当 金	150 円	源泉税(20.42%)	30 円
		税引後の配当金	120 円
3. 令和6年度事業分益配当金(受託林産事業の出資者配当) ※消費税込みの額			
出 資 金	a3	単 価	円
		配 当 金	円
4. 今期増資する口数・金額			
増資口数	0 口	増 資 金 額	円
		繰り金・配当金合計	330 円

出 資 証 明 書

組合員番号: 5152
組合員名: 豊築 太郎 様
組合員住所: 豊築市大字豊築51

令和7年6月20日現在

出資口数	10 口	出 資 金	10,000 円
		出資預かり金	330 円

※「出資預かり金」は配当金を増資して繰入れた口内未納の金額から引いた金額です。

増設(増口)・減資により組合員名簿の変更が必要な場合、転居により住所に変更がある場合には変更の手続き(相続加入届出書など)をお願いします。
※異議申出は本所・支所のほか当組合ホームページより入手できますのでご活用ください。

◎組合員の脱退について◎

所有するすべての山林を手放した(誰かに譲渡・売買した)場合や、開発等により山林ではなくなった場合には組合員脱退の手続きをお願いいたします。

ただし、組合員を脱退すると所有する山林に森林整備等の必要がある場合に当組合からの連絡が届かなくなる可能性があります。遠方へ転居し、地元を離れていても山林を所有されている場合については、引き続きそのまま組合員として加入しておくことをお勧めいたします。

脱退届出書は本所・支所で用意しています。

また、当組合ホームページでもダウンロードできますのでご活用ください。